

第百一回 参議院 地方行政委員会 會議録 第四号

昭和五十九年三月二十九日(木曜日)

午後三時五十六分開会

事務局側

常任委員会専門員 高池 忠和君

委員の異動

三月二十九日

辞任

上田 稔君

補欠選任

水谷 力君

出席者は左のとおり。

委員長

大河原太一郎君

理事

岩上 二郎君

真鍋 賢二君

志吉 裕君

三治 重信君

井上 孝君

加藤 武徳君

古賀雷四郎君

松浦 功君

水谷 力君

吉川 芳男君

秋山 長造君

佐藤 三吾君

中野 明君

原田 立君

神谷信之助君

委員

国務大臣

自治大臣

田川 誠一君

政府委員

自治大臣官房長

矢野浩一郎君

自治大臣官房審議官

吉住 俊彦君

自治省行政局長

大林 勝臣君

自治省財政局長

石原 信雄君

自治省税務局長

関根 則之君

言つけ加えて入りたいと思うんです。

まず大臣に聞きたいのは、どうも今度のこの行革関連法案で次々出てくる、例えば身分移管の問題にしても、いろいろ出てまいります法案の内容を見ると、一体自治大臣としてどういう姿勢で対応しておられるのか。あなたが新自由クラブの代表として主張しておること、今出てくる法案の内容を見ると随分違うんですね。そういう意味で、あなたに、これは本当は一般質問で聞くべきところですが、基本的な問題ですから、地方自治に対する姿勢、これをまずお聞きしておきたいと思うんです。

○国務大臣(田川誠一君) 自治省の責任者としての地方自治に対する基本的な姿勢については御質問でございすが、私も地方行政についてはずぶの素人でございすが、地方自治というのは民主主義の基本であるというふうな認識に立って自分の仕事をやっているつもりでございす。佐藤さんに申し上げることは、いかかと思ひますけれども、僭越でございすけれども、日本の地方自治がしかれて三十数年になります。この地方自治三十数年にわたる新しい地方自治をわきからずつとながめておきまして、関係者の御努力で、ある程度の進展はされましたけれども、ある面では既に佐藤さんなんかお感じのように、不十分な点も幾つかあると思ひます。私自体もこの職を受けましていろいろお話を聞いたり御指摘を受けたりして、一体これでいだらうかという点も幾つかございす。御指摘のように、臨調の答申の中にも頭をかしげさせるようなこともございしました。しかし通観して、ずっと見て、とにかくある程度の進展をした。これを私もはさらに発展をさせていかなければならない。これが私どもの本当の気持ちでございす。

特に我々がまず地方分権を推進する意味から考えていかなければならない大きな点は、住民に身

近な行政は住民に身近な地方団体で処理するようにしていかねばならない、そういうように事務の配分を考えていかねばならないというところが一つではないかと思ひます。それからもう一つは、地方財政の基盤をもっと強くしていかなければならない、こういうことを頭に置いてというよりも、むしろ自分の一つの大きな目標にして地方自治に携わっていきたく、このように思っております。

また、御指摘の私も新自由クラブは、割合に地方分権ということに対して関心をかなり強く持っております。そういう面でも幾つか、私が自治省を受け持つようになりまして、十分それが生かされてないという面も、これはもう御指摘のようにあると思ひます。これからそういう足りない点を、非力ではありますが、一生懸命努力をしてやってまいりたいと思ひます。どうぞひとつ今後とも御指導のほどをお願い申し上げる次第でございす。

○佐藤三吾君 そういう方向で努力するということはわかるんですが、しかしやっておる内容が逆な方向に映ってしうがない。もう一つ聞きますが、臨調の答申、とりわけ国と地方との関係ですね、これについてあなたはど

ういう評価しておるんですか。

○国務大臣(田川誠一君) 先ほども申し上げましたように、臨調の答申の幾つかを見させていただきました。これは個人的でございすけれども、御指摘のありました地方事務官の問題とかこういうことは、これは地方公務員にすべきではないかというふうに我々は考えておったわけでございすから、臨調の答申とはちょっと考え方が違っておると、こういうような点がございす。そのほか多少ございすけれども、大きな問題はそういうような点でいかなものかというふうに思っております。

ります。ただ、これはもう率直に申し上げたわけ
で、たしか予算委員会では藤田行政管理局長も
言われたように、私どもは臨調の答申を最大限こ
れを尊重していかねばならないという立場で
ございまして、そういう意味で今回の地方事務官
の關係の三法の立法になったということでござい
ます。

○佐藤三吾君 それではもう一つ聞きますが、地
方制度調査会が幾つか答申していますね。この答
申内容についてはどういふ評価をしておるんでき
か。

○國務大臣(田川誠一君) 地方制度調査会の答申
は、もちろんこれは尊重しなければなりません
し、その中に幾つか取り上げられている問題が、
かつて例えれば国と地方との關係とか議會制度であ
るとか監査制度であるとかというような問題が、
自治省としてもこれを立法化していかねばならぬ
という、そういうような時期もあつたやうでござ
いまして、そういうことは実現をしていくやうに
これから努力をしていかねばならない。

地方制度調査会がこれまで答申されたことで実現
していない点も幾つかございしますが、私は、その
地方制度調査会が答申されたこと自体は評価を
しているわけではございます。こういうことを実現
していく厚い壁があることは否定をいたしません
。なかなか厚い壁がありますけれども、厚い壁
があるからといって、これをそのまま手をこまね
いているわけにはまいらないと思っております。

○佐藤三吾君 端的に言いますと、地方制度調査
会は、地方事務官の移管の問題についてはきちつ
と自治体に移管しなさいと、機關委任事務につ
いてはこの際ひとつ一切地方に整理しなさいと、補
助金についても明確に出していますね。ところが、
臨調の答申は全くそれに逆の答申を出している
。私は、やっぱり大臣として、また新自由クラ
ブ代表としてかねて主張した自分の信念という
か、確信からいって、この問題にどう対処するの
かと、そこがやっぱり私は期待も半分あるし、逆
に言つて、いろいろ言うことは言うけれどもでき

ぬのではないかと、こういうあきらめも半分あり
ますよ。そこら辺をひとつあなたにまずただして
おかなければならぬ。そこが一番根本的な原因だ
と思う。基本だと思つておるわけだ。それが今まさに
崩れようとしておるわけだ。そこが。だから私
は聞くだけども、そのことをきちんとしてない
と、税の問題も財政の問題も、分権も言うてみて
も全然これはそらごとですよ。そこであなたに聞
いておるのだ。むずかしい問題はわかりますよ、
厚い壁という表現がありました。しかし、あな
たはそういうむずかしい壁の中に直面することを
承知の上で自治大臣になつたわけだ。なつた以
上、ここでどうするか、ここをきちんとしてい
たきたいと思つておる。いかがですか。

○國務大臣(田川誠一君) 御指摘の点も幾つかそ
うだと思つて。まあ我々がこれからやらなけれ
ばならない問題でできる問題とできない問題が確
かにあると思つておるけれども、しかし与えられた
課題について、やっぱり何を優先していくかとい
うことを考えながら、ひとつ皆さんの御指導を得
つつやらしていただきたい、こういうふうと思つ
ております。

○佐藤三吾君 だから、まず第一にそこで聞くの
は、地方事務官についてどうして体を張つて闘わ
なかつたんですか。どうですか、職を賭して闘わ
なかつたんですか。

○國務大臣(田川誠一君) 地方事務官の問題につ
いては、先ほども申し上げましたように、政府の
臨調の答申はこれは最大限尊重していかねばなら
ないというやうな答申に対する一つの姿勢の
中で、私どもはある程度は地方の立場を主張し
てまいつたわけではございます。結果的には佐藤さ
んがおっしゃるやうな方向には参りません状態
で今日まで参りましたけれども、自治省一丸になつ
て地方の立場になつて調整をしたいというこ
とで努力をしてきたことは、私はむしろ自治省の諸君
に対して評価をしていくわけではございまして、我
々のできる範囲のことで努力をしてきたというこ
とをひとつ御理解をしていただきたいのでござい

ます。

○佐藤三吾君 これは、ひとつまたこれからの議
論をやりまされども、しかし私はこの問題一つ
とつてみても、歴代自治大臣は体を張つてこの問
題については各省との闘いをやつてきたわけ
です。そして、国会でも決議をされ、地方制度調査
会は五回か六回ぐらゐこれは決議しています。採
択していますよ。それが、しかもあなたがおし
やつたように、私が言つたんじゃないですよ、あ
なたがおしやつたように、住民に近いところの
仕事については身近なところの役所でやる、これ
が原則だとさっきおしやつた。そうだと私も思
います。臨調の第一次の答申の中にもそれはきち
んとしておる。ところが、この地方事務官問題に
ついてはもう全く逆なことをやつちやつたわけ
です。間違つておるわけですよ。その間違つたこと
でもやむを得ず従わねばならぬということにつ
いて私は承服しかねるのですよ。それはやっぱり
政治家としても、間違つたことは間違つたことと
して正すのが当たり前じゃないですか。いかに臨
調の答申であつても間違つたことは事実なんだ
から、どうして変な妥協をやつてやむを得ない
か、その中でできることをやるとか言つてみて何
をやらんですか。何にもないじゃないですか。そ
この基本をきちつと押さえていかないと大変な時
期に来ておるわけですから、ここを私は、きょう
は本当はこれだけでもう議論したかつたんだけれ
ども、法案がかかつていますから今後持ち越して
また議論をやりま。

そのほかあるのです。機關委任事務の問題にし
てもあるし、補助金の問題もある。さらに自治法
改正案が、十七次答申をやつておるのに、これも
各省から袋だたきになつてつづれた経緯もある。
そのときには安孫子さんが自治大臣で、職を賭し
てやると言つていて、やりも賭しもしなかつた。
こういうたことこの繰り返しで来ておるだけに、私
はやっぱりしつかりしてやらねばならぬし、政
治家としてやっぱり腹を切るぐらいな決意がなけれ
ば、地方に例へば、また後ほど出ますけれども、
起債にしても何の問題にしても、そこら辺のとい
うだけはなかなかいたけだかになつてやるが、こ
ういふことでだれが信用しますか。どうですかそ
こら辺。

○國務大臣(田川誠一君) お互いに政治家として
責任をとる場というのはいくつか出てくると思ひま
す。そこで、どういふ問題でひとつ勝負をかける
かというところはこれはなかなか軽々に判断できな
いと思ひますけれども、私は一つ二つ、一つの大
きな問題を勝負をかけてやらねばいかぬ。しか
しそれは、それまでやっぱり個々の政策の面で妥
協しなげやならぬときもあると思つておる。そ
ういふ面で、その何を一つの大きな勝負にしてい
くかというのには政治家個々の認識でございま
すが、といつて私は地方自治の問題が重要でない
とは思ひま。しかし、そういう一つの政
策を勝負にかけてやるにしても、もつと基本的な
大きな問題を勝負にかけていかねばならぬ
。そういうことがあるはずなんです。そういう
面のひとつ見ていただきたい、このように思つて
いるわけではございまして、決してその場限りの言
い逃れをしていくわけではないので、ひとつもう
しばらく長い目で見ていただき、御指導をしてい
ただきたい、このように思つております。

○佐藤三吾君 私もしやいざい目を凝らして見てい
きたいと思ひますよ。いすれにしても、大臣とい
うのは二十九年以来、調べてみると大体七カ月で
大臣はかわつていますね。期間は余りないやうで
ありますよ。ですから、そういう意味ではひとつ
腹を決めてやつてもらわねば困るんですが、特
に今の自治大臣としての所管の問題で、ここをお
ろそかにされたのでは困る。したがって、やは
りこれからの法案の關係の中で、特に今知事会を
含めて、地方労働局の設置については総反対の動
きも出ておりますね。私は、閣議で決定したから
あなたはあきらめるのじゃなくて、その中でまた
頑張らなげやならぬと思つので、そこら辺はひと
つ姿勢をきちつとして最後まで貫いてほしいと思

うんです。

これに時間を余りとられると本体の方がおくれ
ますから、こちらで一応問題を留保しておきた
いと思いますが、次に地方税の問題でまずお聞き
したいと思います。

今度、納税環境の整備ということで四点は新
しい事項が出てまいりましたね。これは一体どう
いう意味を持つのか。とりわけ官公庁の協力の問
題であるとか、もうちょっと何かありましたね。
これはまあ別ですが、特に訴訟の問題と帳簿書類
の保存の問題、ここを少し説明いただきたいと思
うんです。

○政府委員(吉住俊彦君) 御案内のとおり、明年
度でございますが、税調の答申にも基づきまし
て、課税の公平の一層の推進を図る、またそれを
通じて税に対する信頼感を確保するというような
観点から、国税におきましてはいわゆる納税環境
の整備に関する改正を予定しているところでござ
います。それと相まって、地方税におきまして
も、ただいま御指摘いただきました主要な四点ぐ
らいございますが、それにつきましては地方税とし
ても納税環境の整備に関する規定をお願いしてい
るところでございます。

その考え方でございますが、まず証拠申し出の
順序の問題でございます。これはいわゆる課税処
分の取り消し訴訟におきまして、訴えを提起した
者、つまり原告と申しますか、納税義務者の側で
ございまして、納税義務者が、課税庁が決定いた
しました課税処分以外に、例えば必要経費をもつ
と使っておったとか、そういう自己に有利な事実
についてどうも課税処分と異なるという場合には
それを主張なさるわけでございまして、そのとき
は、自己の責めに帰することができないというよ
うな理由による場合を除きましては、課税庁の方
がその課税事実を主張した後遅滞なくその異なる
事実につき主張及び証拠の申し出をしなければな
らない、こういうふうに規定させていただこうと
するものでございまして、これに反して行いまし
た攻撃、防御方法は、これは民事訴訟法の百三十

九条の一項というところに「時機ニ後レテ提出シ
タル攻撃又ハ防禦ノ方法ハ」云々という規定、こ
れは必要がございますれば後にまた引用させてい
たしますが、そういう文言があるわけでござい
ますが、そういう「時機に後れて提出した攻撃又
は防御の方法とみなす」という改正規定を予定
しているところでございます。

その趣旨をいたしましては、政府の、あるいは
課税庁の決定が間違っているというのを主張す
る場合には、まずそれを示す証拠を提示する責任
を負わなければならないという考え方にに基づきま
して、訴訟でございましてから、余り自己の主張を
引き延ばしまして訴訟をおくらせるといったこと
のないように、俗に言う訴訟経済に資する観点か
らこういう規定を設けようとするものでございま
す。

次に、記録保存義務でございますが、これは、
地方税で申しますと個人の住民税あるいは事業税
について適用があるわけでございまして、その年
におきまして事業所得者などの個人が前年あるい
は前々年におきまして事業税であるとか住民税を
課税されていた、そういう人々に対して適用され
るものでございまして、それらの方々の業務ある
いは事業に関して作成し、または受領した帳簿及
び書類を保存する義務を課せようというものでござ
います。

この制度を設けました趣旨をいたしましては、
申告書を書くとき、どなたでもやはりその基礎資
料に基づいてお書きになるわけであります。ようか
ら、そういう基礎資料を保存しておくということ
は、まあ申告制度そのものの内に含まれているよ
うなそういう責務であろうというふうに考えられ
ることもございまして、また、これを法律上明記
することによりまして所得の申告の適正化が期待
できる、こういう理由によりまして改正をお願い
しようとするものでございます。

そのほかに、御指摘にもありましたように、官
公署等への協力規定でございますとか過少申告加
算金につきまして二段階制を導入するという問題

がございまして、特に二点を説明せよという御指
摘でございますので、必要に応じてあととの二
点は御説明申し上げたいと思います。

以上、二点のみといたしまして御説明申し上げま
す。

○佐藤三吾君 ここに、条文にありませんね。第十
九条の十四ですか、これは、今あなたの説明を聞
きますと、筆証責任というんですか、それを訴え
た側に出させる、そういう意味ですか。

○政府委員(吉住俊彦君) 結論から申し上げます
と、今回の改正は、筆証責任あるいは立証責任を
納税者の側に転換するということではないわけで
ございまして。これは税制調査会におきましてい
ろいろ御議論を賜ったところでございまして、い
ろいろ御議論を賜ったところから明らかなわけで
ございます。中にも、もちろん納税者側に筆証責任を負わ
すべきである、こういう意見もあつたわけであり
ますが、これについては慎重でなければならぬ
という意見もございまして、ちょっと引用されて
いただきますと、「現段階において一般的な立証
責任を納税者に課することを制度化することは見送
り、判例等の今後の展開にまつこととする」とい
うふうに述べておるところからも明らかなわけでござ
いまして、立証責任の転換を意図したものでござ
いせん。

○佐藤三吾君 そうすれば、「併せてその事実を
証明すべき証拠の申出をしなければならない」と
と、こう言うこの「証拠」、これはそういうこと
じゃないんですか。

○政府委員(吉住俊彦君) ただいま十九条の十四
の改正規定を御引用になったと存じますけれど
も、私もちょっと引用させていただきまして、そ
こにいわゆる課税庁が「その処分の基礎となつた
事実を主張した日以後」という文言がございま
す。これは、文言上からいいますと「事実を主
張した」ということでございまして、事実
を主張する以上は、それを明らかにする証拠を提
示して、当然その課税庁側の課税事実を主張する
わけでございますから、その後この原告側の主
張あるいは証拠の申し出が来る、それが遅滞なく
行われなければならないという趣旨でございまし

て、順着いたしました。最初に筆証責任を納税
義務者にあくまでおつかせようというよう
には読めないわけでございまして。

○佐藤三吾君 しかし、これは素人考えですが、
中身としては同じになりませんか、どうなんです
か。

○政府委員(吉住俊彦君) その訴訟の実態から申
しまして、今おっしゃいましたような原告の証拠
の申し出というのが時間的に大変おくれまして訴
訟が遅延したということもこの改正規定を設ける
一つの動機になっているわけであります。それ
を早めるという効果を持つ以上は、改正前とや
はり仕組みは異なつたものになつたというふうに理
解すべきであらうと存じます。

○佐藤三吾君 こういう地方税関係で事例はどの
くらい、何件ぐらいあるんですか。

○政府委員(吉住俊彦君) 今ちょっと詳しい資料
を手元に持ち合わせませんが、毎年の訴訟の発生
件数は二十件から三十件、これは県、市町村とも
にそれぞれ二十件ないし三十件程度のものではござ
います。ただ、中には大量に発生するといった不
規則な年もございまして。

○佐藤三吾君 いや、私が言っているのは、その
「遅滞なく」というのをあなたは強調なさるか
ら、そういう事例というのは何件ぐらいあるん
ですか。

○政府委員(吉住俊彦君) これは、訴訟の実態に
ついて確たるはつきりした数字というものは持ち合
わせていないわけでありまして、いろいろ実態を
お聞きしているところによりまして、平均いたし
まして、例えば一つの訴訟が始まりましてから完
結するそのどの段階で証拠の申し出があつたか
というところに相なりまして、その大体長さで申しま
すと、半分より後になるケースが非常に多いとい
うふうに聞き及んでおります。

○佐藤三吾君 だから、それは逆に言えば、裁判
の、ある意味では弁護士さんの戦術もあるでしょ
う。しかし、そのことでこの条文を見ると、決定
庁の方が「処分の基礎となつた事実を主張した

日、「主張した」と、こういうことで筆証責任はちゃんと決定庁にあるということを言いたいんだらうと私は思うんですが、しかし、その後に使われてる文章を見ると、「遅滞なくその異なる事実を具体的に主張し」、「そしてその証拠を出さなきゃならぬ」と、こうなっておるわけでしょう。ですから、筆証責任の転換ということは形式的にはしてないんだ。しかし実際はやつたのと等しいんだと、こういうふうにとられても仕方がないじゃないですか、この文面を見る限り。結果的にそういうことがやられていくということになりますと、私はやっぱりもう訴訟する意欲がなくなってくるというか、この訴訟の中における法の対等の原則というものは崩れるんじゃないかと、そういうふうにも思うし、それについては最高裁の判例も出ていますよ、三十八年三月十二日に。ちゃんと「所得の存在及びその金額について決定庁が立証責任を負う」というまでもない」ということが出ていますね。そういう最高裁判例からいってても、この条文というのは、私は大変な問題を抱えていると、そう思うんですよ。どうですか。

○政府委員(吉住俊彦君) 今御引用になりました最高裁の判例、これは、先ほども申し上げましたように、まず課税庁の側に立証責任があるという原則は、今回はそれはさわっていないわけでごさいます。ただ、何度も申し上げますように、遅滞なく証拠の申し出をしていただくわけでありまして、それによりまして、当然のごときでございまして、訴訟の完結が早くなる。それなりに課税庁側といたしまして、納税義務者といまして、不安定な状況から安定的な状況に早く移ることができる。もし納税義務者の主張が正しければ、それは正しい状況に早く移行することになるということでごさいます。そういう観点から意味のある規定であるというふうに考えておる次第でございます。

○佐藤三吾君 特にこれを今回入れなきゃならぬという、地方税関係ですね、そういう事例というのは去年どのくらい起こりましたか。

○政府委員(吉住俊彦君) その点をつまびらかにする資料を持ち合わせないわけでごさいます。ただ、間接的に申し上げますと、例えば五十六年度におきまして地方税関係で起きた訴訟は五十五件でございましてけれども、その以前から繰り越しと申しますか、係属中の事件が約三百件でございまして、そういうものを、訴訟が進行いたしまして、五十六件、五十六年度で完結しておる。そうするとまた約三百件、翌年度に繰り延べられるといったような状況でございまして、たゞいま御指摘になりました御質問に対しては正面からお答えはできないわけでごさいます。以上のような数字から御覧をいただければ幸いです。

○佐藤三吾君 それは五十六年の数字であって、私は今回の改正にこれを突然出してきただけから見て、昨年よほどこれ重大な問題になっておる事例があつて、したがってそれを改正せざるを得ぬというふうな、そういう緊急性を帯びた問題だと受けとめておったわけでも、そうじゃないんです。言うならば、これは国税通則法の改正に伴って地方税法の中にも入れざるを得ぬと、そういう類のものですね。

○政府委員(吉住俊彦君) 日本の訴訟自体が外国に比べて随分おくれがちだということを聞いておるところでございまして、またその中でも特に地方税だけというわけではございまして、あくまで国税、地方税を通じて税務訴訟あるいは税務訴訟、これが遅延がちであるというふうな実態を踏まえて改正していただきたいというものでございまして、やはりその点は、国税と地方税では同じような方針のもとに、同じ税金でございまして、同じような方針のもとに進まなければならぬ。数は、国税に比べますと地方税の発生件数はそれは少なからうと、それは確かに言えるわけでごさいます。やはり数だけの問題じゃございまして、訴訟を促進する、早く安定的な状態に落ちつかせるといったようなことから、国税とあわせて今回お願いをしているところでごさいます。

○佐藤三吾君 しかし、これはどの重大な内容を突然出してくるという意味が僕はやっぱり重大だと思ふんです。しかも、今聞いていますと、余り地方税関係の中で特に昨年さまで変わりましたような情勢が起つておるわけじゃない。「遅滞なく」というこの表現の中で、結果的には筆証責任の転換を事実上やらざるを得ない、訴訟する者はその証拠書類をきちんとしなきゃならぬというふうい問題をやられたんでは、私はいわけゆる法の精神からいっても問題があるんじゃないかというふうに思います。今までこれをお尋ねしたんですけれども、なかなか得心いきません。特別出さなきゃならぬという理由はないような感じがします。

そこで、次の条項のみなし規定です。これは、本来裁判所の判断に、裁量にゆだねる事項ではないんですか。なぜこれをこの条文の中につけなければならぬのですか。

○政府委員(吉住俊彦君) 実は、それに似た規定が地方税法にはございせんが、現在の国税通則法にございまして、ちょっと読み上げさせていただきますと、「裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長、税務署長、税関長その他の行政機関の長の主張を合理的と認めたときは、その訴えを提起した者がまず証拠の申出をし、その後相手方当事者が証拠の申出をするものとす。」「つまり、今おっしゃつたような意味での実質的な筆証責任の転換ができる旨の規定が、実は現行法、地方税法にはございせん。国税通則法にございまして、ただ、この利用状況と申しますか、この条文を使って実際に訴訟が早められた例というのが余りない。つまり、それほど利用されてない規定である。こういう書き方ではなかなか訴訟の遅延を防げないといったような観点から今回の改正をお願いしている。そういう意味では、従来より審理が早められるという効果は持つものであらうというふうに考えております。

○佐藤三吾君 裁判審理を、訴訟審理を早めることよりも、むしろやっぱり公正な課税というところの方を正していかなきゃならぬ問題だと私は思うんですよ。そして、それについて公正だと思ふけれども、あなたが公正でないと言ふなら堂々とつフリーな立場で裁判で争つていきましよう。こういう姿勢が基本でなきゃならぬと思うのを、それを封じていくような形をとるべきじゃない、私はそういうふうに思ふんです。これは議論している時間がたちますからこの程度でやめますが、そこら辺はひとつぜひ再検討をして、削除していただきたいというふうに思います。

それから、保存義務の問題についてであります。これは自治省令で定めるところによつて云々ということが一つ。それから、これは罰則が伴うんですか。

○政府委員(吉住俊彦君) まず、後段の罰則でございまして、これは罰則の規定はございせん。それから、自治省令は、この法律を通していただいた後でつくものでございまして、ただいまどういふ方針かというふうに確定したものはございせん。

○佐藤三吾君 これは、通則法との関連はどうなんでしょうか。あれはたしか三百万元以上というのが入つておつたんじゃないですか。

○政府委員(吉住俊彦君) 御案内のことかと存じますが、俗に三百万元以上の人に課せられた義務と申しますのは、いわゆる大蔵省令で定められた簡易な帳簿をつけないと、こういう義務でございまして。国税の方もそうでございまして、そういうふうにして三百万元以上には記帳義務が課せられるわけでごさいます。三百万円とは関係なしに、納税義務者であればこれらの業務、その納税者の方々の業務でございまして、これらの業務に關して作成し、または受領した帳簿及び書類、これを保存するものとするというふうになされておまして、地方税法で対応しておりますのは、今申し上げた後段の方の規定が同じような規定として設けられている。記帳義務の方は地方税法の方には設けていないと、こういう二つのものがあるというわけでごさいます。

○佐藤三吾君　そうすると三百万円以下の零細な人たちとか、もうそういう事務能力もない例えは大工さんとか、こういうところまで保存義務を背負うと、こういうことですか。

○政府委員(吉住俊彦君)　御指摘のとおりでございますが、納税義務者というものは、私から申すまでもなく、申告書を出したくわけでございますが、申告書一枚を目の前に置いてそのまま書けるものではもちろんございません。やはりそれには基礎資料というものが伴うわけでござい

ます。そういう基礎資料としてどういうものがあるかと申しますと、それはその納税義務者の取引の上で、例えばたばこを引き取りました大工さんなら、例えば領収証なら領収証はお持ちであらう、そして任意にも帳簿をおつけになる方であればその帳簿というものが残るであらうといったようなことで、課税庁側から、こういう様式で記帳しなさいと、そういうことは申していいわけでございます。納税義務者の方が取引上いろいろ帳簿を使い、あるいは伝票を受け取り、あるいは相手方に伝票を発行して控えを残るといったような意味での記録書類、これをしばらくの間保存していただきたい、こういう趣旨で設けているものでございまして、零細な方々につきましても、やはり申告書を書く以上はそういう基礎資料がないと書けないんじゃないかと、そういう意味で、それほど過重な義務を課しているとは考えていないところでございます。

○佐藤三吾君　私は、国民の立場からいえば納税の義務があるわけですから、それは自己の良心に基づいて厳正にやらなきゃいかぬと思えますよ。しかし、例えば青色申告一つ見ても、そういう記帳義務をつけるかわりに、何というんですか、煩雑な中でやるわけだからこれこれの恩典をつけますよとか、こういう煩雑な義務をお願いするかわりにそれにふさわしい恩典をつけますよというのができていますね。今度はそれはないわけでしょう、逆に言えば、そして、義務だけきちんとしなさいと、こういうことなんだから、それはこの法の建

前からいってみても少し過酷であり、問題が私はあるんじゃないかと思うんです。同時にまた、この問題で、実際問題として大工さんやその他の、焼き鳥屋のおばちゃんにしてみてもいろいろありますけれども、そういう皆さんが果たしてそれ

にこたえ得る、出し得る能力はあるだろうか、という意味では僕は、証拠を保存しようといわうと、そんなあれはないような、実感として、現場として、思うんです。こういうところからまで今回の法の適用を伸ばすという、手を伸ばすというのは一体どういう理由ですか。何かそんな必要があるんですか。

○政府委員(吉住俊彦君)　冒頭に趣旨を御説明いたしましたとおり、やはり所得を申告していただく以上、その申告書に書き込むべき数字の基礎となる資料がなければ書けないわけでございまして、そういう意味での基礎資料、これは何も課税庁側から義務づけたものではございません。任意に取引上受け渡しがあつたもの、それをお残しにいただきたい、そうすればその方の申告が正しいことの立証にも相なるといふようなこともございまして、また、そういうことを通じまして正しい申告が出ることが期待される、こういう趣旨から改正をお願いしているわけでございまして。

○佐藤三吾君　これは私はなかなか実際問題として、建前上言えはそういう言い方が成り立つかもしれない。しかし、対象事業の実態から見るとちょっとこれは、今までこのことができなかったから入れなかったわけでしょう、現実にはそれが途端にこの条文を新設して入れるという意味が今の説明ではよくわかりません。そういう今あなたの言う論理だつたらもっと前からあるべきだ、この規定が。税金は今急に取るわけじゃないんだから、そうでしょう。だから、そこら辺はひとつ大臣、やっぱり検討していかないと……。今の二つの問題を見ればわかる。官庁感覚としてはああいう説明が成り立つかもしれないが、例えば訴訟の問題にしても、事実上は保証責任の転換ですよ、あれは。そういう物件を全部反論の際に備え

なさいというわけですから、それができぬなら訴訟などしなさんなという論理になるんですよ、これは。今の問題もそうなんです、いかがですか、大臣。

○国務大臣(田川誠一君)　佐藤さんのおっしゃるそういうような御意見もあると思います。あると思いますが、やはり一面、徴税側に対する言い分を残しておこうというふうなこともあると思うんです。

それからもう一つ、税制調査会の答申にもございまして、この点はひとつ御了承していただきたいと、このように思っております。

○佐藤三吾君　実は、徴税に当たる者は私の仲間ですよ、県税事務所の連中というのは皆、そのメンバーの皆さんがこう言うんです。こんなものつづけたらたんじゃ今円満にいつている徴税業務そのものにも、それでなくてもやっぱり嫌われるわけですよ、言いかえれば、それがなお権力的な様相になる。逆の意味で、こういう条文がなければそこら辺も配慮しながら徴税業務をやっていくわけでしょう、しかし、こういうものがつづけば文句あるなら来いという式になるわけだから、そういう意味では非常にやりづらいと言っておるんです。そこら辺が私はどうしてもこの条文に引っかけますから、さっきいろいろお話ししたわけでございますが、そういう趣旨で、後ほどまた修正案も出しますけれども、私はしない方がいい、そういうふうに思います。

それから、これだけに時間を費していきますとあれですから次にいきますが、今度の地方税の増減の状況を見ると、減税、増税の中心では、都道府県が五百九十二億円で、プラスが。市町村は九百四十八億の減になっていきます。合計が、五十九年度は三百五十六億減と、六十年年度、平年度を見ますとプラスが三百十四億と、こういうふうになっておるわけですが、とりわけその中でも市町村については五十九年度で九百四十八億、平年度で六十二億という減になっているわけ、非常に落ち込みが激しい、税収がですね。市

町村というのは基礎自治体ですから、さっき大臣が言う二番目の問題、自治体財政の確立、自主財源の。これとはまさに逆行する内容なんです。これいかがですか。

○政府委員(関根則之君)　御指摘をいただきましたように、都道府県と市町村の減税に伴う減収額とそれに対応する増収額とが違っております。お話のありましたとおりでございますが、初年度というのはその制度が始まるばかりでございますから、波があるわけでございまして、平年度レベルに直しますと、これもお話がありましたように、一応、全市町村におきましても減収額が六十二億というところでございまして、これを三千団体で均等に、均等といいますが、それぞれ負担をするというところでございまして、個々の市町村にとりま

すとそれは大きな額にはならないものというふうに考えております。この後の措置は、財源調整措置でございまして交付税等によりまして市町村の財政運営に支障のないような措置を講じていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、決して私も市町村というものを軽視をしているつもりはございませんが、減税財源を確保するに当たりましては、いろいろな方面から幅広く御検討いただきまして、なかなか減税の減収額とびつたりうまく合う税目というのは必ずしもあるものではございませんで、まあまあ比較的に普通性のある税目で財源が確保できたんではなからうか。しかし、この辺が限界であったということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○佐藤三吾君　理解をしてもらいたいと言いますが、なかなか基礎自治体が落ち込むということは、私はどんなに大臣が強調してみても、自治体の自主財源というのが落ち込んでいく経過、実態から見れば、自治分権ということにはならぬと思ひます。まさにマイナスの方向にならざるを得ない。交付税は当然そういう落ち込みを補てんするためにあるわけですから、ならしをする意味でそれは当然のことだと思ひますが、やはりここら

刃は姿勢としてもきちんとして、むしろ強化を含めて検討すべきときじゃないかと思うんです。そこら辺は一つ、そういうふうに思いますから、つけ加えておきたいと思います。

それでは、今度の総体を見ますと、地方税と使用料、手数料というのが異常に膨らんでおるわけですね。地方税はわかりますよ。特に交付税それから譲与税、国庫支出金、こういうのが急激に落ち込んできた、今度の財政全体を見ますと、その姿から見ると、やっぱり大臣がいろいろ言いますけれども、私どもが言うように、国の財政のしわ寄せのツケが集中的に地方財政の方に來ておると同時に、また手数料、使用料等を含めて住民に來ておる。そういうことは大臣、これは言えるんじゃないですか、いかがですか。

○國務大臣(田川誠一君) 見方によりまして、國のしわ寄せが地方へ来るという、そういうような認識も出てまいりますけれども、やはり國と地方とは車の両輪のようなものでございまして、地方の立場からだけ見れば、國のしわ寄せがこる来るということも見えますけれども、今の國の財政状態から見れば、地方の立場だけ考えていくわけにもまいりませんので、そういう意味で地方も國と同様厳しい財政の中から対応していかなければならないと、こういうことではないかと思ひます。

○佐藤三吾君　しかし、そう言うけれども、例えば今年度三年ぶりに国の機関委任事務の手数料関係、三十三件ですか、一七％の引き上げがやられ

○政府委員(石原信雄君) 五十九年度の税制改正あるいは予算編成の論議の過程におきまして、税制につきましては、御案内のように、全体としては増税をしない、トータルとしては増税しないので当面の財政危機を乗り切ろうという政府全体の方針でございますので、行政によって直接利益を受ける者についてはできるだけ受益者負担の適正化を図る。これは国も地方もその方面で努力するということが確認されております。その方向に沿いまして、地方の使用料、手数料等についても、その経費の実態に対応して適正化を図るという方針で今回の地財対策を組み立てたわけでございます。他の歳入項目に比べて使用料、手数料あるいは雑収入等が少し高くなっているじゃないかという御指摘かと思いますが、それぞれ内容的には、その経費のコストの上昇に対応して適正化を図るということとで処理をしているところでございます。

それから、水道料金の問題につきましましては、かねてから、いわゆる高料金対策としまして、全国平均を上回る資本費がかかり、かつその料金も全国平均以上に住民の料金負担を求めているような団体につきましては、特別交付税の配分等におきまして必要な措置を講じてきております。それから、高料金の原因となつております水源対策そのものについても従来から国庫補助金等が出されております、また交付税による措置も講じてきているところでございます。

ただ、現在の財政状況のもとでありますから、一定の範囲内でおさまるようにとるところまででは至っていないことは事実でございます。私どもも基本的には、水というものは住民生活にとつて最も基本となるものでありますから、それが余りに高額になるということはこれは避けなきやならないと、そういう意味で、現在のいろいろな措置を今後とも適正化していくように努力したいと考えております。

○佐藤三吾君 この水道料金の問題は格差是正のために指導する、こういうふうにとつていいです

ね。
○政府委員(石原信雄君) 今回、先般新聞等で報道されておりました提言、それに直接関連してということではございませんけれども、従来から高料金対策としていろいろの措置をとつてきておりますが、これらの措置については、今後ともその内容の確保、充実に努力していきたいということでございます。

○佐藤三吾君 どういうことなの。内容の充実と
いうのはどういうこと。

てきておりますけれども、たとえば高料金対策等について、先ほど申しましたように、資本費が全国平均以上であり、かつ料金も全国平均以上になっているような団体がその水道料金の引き下げのためには、一般会計から繰り出したものについて特別交付税で措置しておりますが、こういった措置については、交付税全体が非常に厳しくなってきたておりますけれども、そういった措置は今後とも確保保衛していきたいということでございます。

○佐藤三吾君 確保して是正指導をやつていきな
いと、こういうことですか。

○政府委員(石原信雄君) 是正指導につきましましては、今のような財政措置と裏腹の問題でございますが、公営企業会計に対する一般会計の繰出基準というものを毎年度定めておりますから、五十九年度につきましても、今の高料金対策の繰出基準というものは、今申しましたような考え方で堅持していきたいということです。

○佐藤三吾君　いろいろ長たらしい説明だけれども、簡単にはどういうことですか。しないのか、するのかわ、私は聞いておるんです。

○政府委員(石原信雄君) 財政状態全体厳しくな
ってきますけれども、高料金対策については従来
の水準を何とか守っていきたいという事でござ
います。

○佐藤三吾君　そうすれば、十七倍の現状を守っていくと、こういうこと。私は、交付税で一般会計から繰り入れてでもやっぱり是正しなきゃなら

ぬと。それに必要な資金は交付税で、少ないけれども特交でそれは補てんしましょうと、そう言っているんじゃないんでしょう。どうなの。

○政府委員(石原信雄君) 十七倍をどうこうするということではありませんけれども、私は、一般的に高料金対策として、全国平均より著しく高くなっている団体についてはいろいろの措置が今まであるわけですから、それが後退しないように、交付税全体が減っておりますけれども、その高料金対策としての措置は五十九年度も確保していきたいと、そういうことで指導もしていきたいということであります。

○佐藤三善君 これはやっぱり大臣、大事なことでありますよ、水を飲まない人間なんていないわけだから。もう九〇%、一〇〇%近く今水道でしょう。そこが、ある都市によつては十七倍も格差がある、水道料金に。これは大変な問題だと思ふんです。ですからああいふ答申が出てきたと思うので、しかも基準までちゃんと定めて、理想としては一・五の範囲内、しかし当面二の範囲内にすべくである、こう出てるわけですから、これは今財政局長にいろいろ話を聞くと、従来の方針。確かに従来の方針でそれを何とかしようというところで手当てしていることわかりますよ。しかし、その結果が今十七倍あるわけだから、これをどうするのか、こう聞いておるわけで、大臣どうですか。

○國務大臣(田川誠一君) ちよつと初めて聞いた
ような話で、不勉強でございまして、よく帰ります
してから検討したいと思つております。

○政府委員(石原信雄君) 具体的に現在の公営企業会計に対する繰出基準というものをいろいろ定めておりますが、今回の研究会のレポートに着目してこの基準をすぐに改めるということは今この場で答弁できないわけですが、もちろんあんなといった指摘がなされたという事実も踏まえて、この基準のあり方などは研究していきたいと思っております。

○佐藤三香君　そう言えはいいで、それならすぐ済むことなんだけれども、何かいやに起債を認

めぬとかラスパイルスだと、目の色変えたような発言をすることありますけれども、それはまた後でやりますが、そんなことだけじゃなくて、この大事な問題はぜひきちんと私はいらないといふと、ひとつ強く要望しておきたいと思ひます。

それから、住民税の税率改正の中で、最低税率三十万以下二%という現行が二十万以下二・五、二十万から四十五万の間が三%と、こういうことで改正されています。しかも、賦課制限については百分の八十から七十八に引き下げて、そしてやられていくわけですが、その結果、私は所得格差の拡大になっておるんじゃないかという気がするんですが、いかがですか。

○政府委員(閣根則之君) 確かに最低税率を〇・五%引き上げさせていただきました。それから、出発の最初の段階のやや不整合になつてゐるブラケットの刻み方が所得段階が上がるに従つてだんだん広がつていく、そういう体系に直さしていただいております。その結果、所得の逆転といひますか、再配分が逆になつてゐるような現象があるんじゃないかというお話でございますが、減税の効果は、やはり低所得層ほど住民税の軽減割合は低くしておりますので、税率の引き上げによつて逆転現象が起つておるといふふうには私どもは考えておりません。

それからもう一つ、賦課制限の率の引き下げでございますけれども、これは、御承知のとおり国税で最高税率が五%下がったわけですが、したがつて、賦課制限につきましても、所得税の高額所得層に対する負担の軽減を図るといふことをストリートに効果をあらわしますためには賦課制限も同じように五%下げてくれぬかと、下げるべきだといふ議論が相当各方面から起つてきたわけですが、私も、しかし賦課制限につきましては前々から問題がある制度である、しかもその財源はすべて地方団体においてしよつてゐると、地方団体の負担において賦課制限制度というものは成り立っているといふような問題点がありますから、五%所得税の最高税率が下がったからといってス

トレートに賦課制限率を下げるわけにはいきませんよと、そういう考え方では対応したわけではございません。

ただ、問題はこの前、現在の賦課制限のかかり始めの所得段階というのは一億二千九百万ですけれども、それが設定されたのが昭和五十五年所得、住民税年度でいきますと昭和五十六年度住民税からそういう制度ができたわけですが、しかし、それが現在までにやはりそのときの一億二千九百万の所得段階というのは、現在の貨幣価値に直しますと大体一億四千五百万程度のところまで来ているわけでございますから、その賦課制限がかり始める所得段階をその後の物価上昇と貨幣価値の下落等に見合つたものに直す程度のもので、これはやむを得ないといひますか、税制としてもう一度考へ方を見直すべき筋合いのものである、そういう考え方になつてゐる、率といたしましては二%の引き下げをさせていただきます、こういうふうにしたわけでございます。結果的には一億四千三百九十万五千円から賦課制限が開始する。改正前は一億二千九百万八千八百円からスタートしていただけたわけですが、その間の引き上げ率といひますか、それは約一〇%になつておりました、この間におきます物価の上昇は国民所得のデフレーター等から比較いたしますと、大体つり合ふものだとおもうことでございます。そういうことでやつておきますので、決して高所得層に対して住民税のサイドから負担軽減を思い切つてやつたと低所得層以上にやつたといふことはありませぬ。

ちなみに、住民税につきましては、賦課制限を二%下げましても、例えば一億五千万の粗収入のある人については住民税は百八十二万六千円の増税になつておられます。二億の人については三百二十五万一千円の増税になつてゐる、こういう形になつておられますので、お話のございましたような形の逆転といひますか、そういうものはあらわれていないといふふうに私どもは理解してあります。○佐藤三吾君 そこで結構ですが、二百万、三百万の収入層、それから五百万以上、これの住民税

の負担軽減の状況ですね、独身、夫婦もしくは夫婦子供二人、これはどういふふうな数字がなつていますか、五十九年度と六十年年度を対比して平年度……。

○政府委員(閣根則之君) 五十九年度におきまして、夫婦子供二人の世帯で申し上げますと、五十九年度は九千二百円の軽減、六十年年度は同じく九千二百円の軽減でございます。これは税額がゼロになりますので、一切税金はだかなくなるというところでございます。それから三百万段階では、五十九年度におきましては一万一千二百円、六十年年度におきましては一万円でございます。それから五百万段階、五十九年度におきましては一万七千八百円、それが六十年年度には一万九千二百五十円というところでございます。一千万円も申し上げます。

○佐藤三吾君 割合でいくと。

○政府委員(閣根則之君) 割合でまいりますと、二百万の段階は税額がゼロになりますので、軽減割合としては一〇〇%軽減という数字になります。三百万段階で五十九年度は二四・五%、六十年年度は二二・一%でございます。五百万段階で五十九年度は九・五%、六十年年度は一〇・二%の軽減になつております。

○佐藤三吾君 これは、夫婦の場合はどうなんですか。夫婦、独身。

○政府委員(閣根則之君) 独身の場合を申し上げますと、二百万段階で五十九年度は二千八百円の軽減、六十年年度は千八百五十円でございます。それから、三百万段階で五十九年度は四千円、六十年年度は千八百五十円、五百万段階で五十九年度は四千八百円、六十年年度は五千七百円でございます。

夫婦世帯に移ります。二百万円の段階で五十九年度は四千八百円、六十年年度が三千七百円でございます。三百万段階で五十九年度六千四百円、六十年年度五千五百円。五百万段階で五十九年度九千六百円、六十年年度一万五百円、こういうことでございます。

○佐藤三吾君 そうすれば、やっぱり二百、三百万の層というのは、五百万層から見ると減税の、いわゆる減税割合ですか、それはやっぱり過酷になつておる、こゝろ言わざるを得ぬのじゃないですか。

○政府委員(閣根則之君) 今回の減税は、住民税につきましては、いろいろな条件のもとで行いましたので、昭和五十九年度と六十年年度の二カ年に分けて、六十年年度になつて初めて平年度化して、あるべき本来の姿が、そこで恒常的な姿がある、減税の最終的な効果といふのは六十年年度の数字でござんをいただきたと思ひますけれども、先ほど申し上げましたように、税負担が改正前と減税後でどう変わるかと、減つた分の軽減割合といふのを率にして先ほど申し上げたわけですが、三百万段階では二二・一%の軽減割合になつておりますが、五百万の段階では一〇・二%、七百万では五・七%、一千万では三・三%、二千万にまいりますと一・二%しかない、こういう形で減税をやつておりますので、決して下に薄く減税効果はございせん。やっぱり下に厚く減税効果が及ぶように考へて減税案を組んでゐるところでございます。

○佐藤三吾君 これまたやつておると時間がないんで、これ以上やりますせんが、それではもう一つだけ聞きますが、二・五%の、この最低の方当たりましたね。今私が申し上げたように、最低税率当たつたことによつてどの程度の増収になつておるか、その点はわかりませんか。

○政府委員(閣根則之君) 最低税率を〇・五%引き上げまして、先ほど申し上げましたやや不整合なブラケットを整合性のあるものに改めさせていただきます。そここの改正によりまして、これは昭和六十年年度から動かしはいたしますが、六十年年度の増収額は約一億でございます。

○佐藤三吾君 そうすると、賦課制限による減収はどのくらいですか。

○政府委員(閣根則之君) 賦課制限による減収はございせん、これは逆に地方税といひまし

しては増収になっておりまして、約十八億と計算しております。

○佐藤三香君 いずれにしても、今度の減税の中で一番重視をしなきゃならぬのは、さっきの予算委員会の公述人の皆さんのお話じゃないけれど、二百、三百万層にもっと手厚い手当てをしていかなければ景気上昇にもならぬ、いわゆる需要喚起を言ってみてもならぬという、そういう意味合いから見ると、あの税制改正というのは、各党間では景気浮揚に役立つ減税というのが建前なんだけれども、国税もそうですが、地方税を見る限りそういうふうにはなっていないということが明らかになったんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(関根則之君) 今回の減税案を組むに
つきましては、私どもは、思い切って低所得層に
対する減税効果というものを高くしていきたいと
いうことを念頭に置きまして、そういう基本方針
で臨んだわけでございます。したがって、一番低
所得層に響いてまいりますのは、やはり課税最低
限をどこまで上げられるかという問題だというふ
うに考えます。国税の方が全体で八千七百億規模
の減税をやりましたけれども、所得三控除につき
ましての引き上げ幅は四万円にとどまっております。
我が方も、一応三千億という減税の規模の目
標を置きましたけれども、結果的に国税と全く同
じ四万円の引き上げができたというのも、私ども
としては一点集中的に所得三控除の引き上げに与
えられた財源を投入する、それによって、確かに
まだ国税には及びもつきませんけれども、できる
だけ課税最低限を上げたと、こういう案を用意し
たわけでございます。その点を御理解をいただき
たいと思います。

○佐藤三吾君　そこまで言うなら、五十六年のときに、やむなく生活保護基準に抜かれるが、もうしかし財政的にも苦しいということで、便法でつくった課税最低限、これをなぜ残したんですか。そこが今あなたがおっしゃるような趣旨なら残すことはないじゃないか。保護基準よりも下回らぬ

ようにきちんとすべきじゃないですか。そうなつてないじゃないですか。

○政府委員(関根則之君) 私どももできることなから課税最低限を生活保護基準を上回る水準に設定をしたい、これは念願は持っております。しかし、今度の減税財源といいますが、減税の規模をでてできるだけ集中的に課税最低限の引き上げに使つて、もなおかつ生活保護基準を上回るわけにはいかなかつた、こういうことでございます。いや、そんなこと言わずに上げたらいいじゃないかという御主張かもしれませんが、そのためにはさらにもっと減税財源というものを用意しなければいけない、厳しい地方財政の中で、それは残念ならでございながら、そういうのが偽らざる実情でございます。ただ、もちろん問題は、生活保護基準程度の収入しかない人たちが実際に、現実的に住民税の所得割が課税されるというのは、これはやはり問題がありますので、そういう人たちには住民税所得割が課税されないようにするために昭和五十六年度からやむなくとつてまいりました非課税措置というものを残して、そういう低所得対策をとつたということでございます。

○佐藤三吾君へ理屈もやっぱりいろいろあったもんですね。これはせっかくこういうふうに税制を改正久しぶりやるわけだから、しかもその趣旨が、さっき申したように、局長が強調しておるように、低所得層に重点を置いたと、こう言うんだから、やっぱりあくまで五十六年の制度というのからは便法ですよ。やむなくつくったわけで、これをこの機会に解消するような措置をとらなかったということは、何とあなたが強弁しても理屈は通らない、率直に言って。だから、これはひとつ大臣に聞いてもまたよくわからないということ言うより

だろうけれども、大臣わかりますか、これ。
 ○国務大臣(田川誠一君) よくわかります。
 ○佐藤三吾君 そうすれば、その理解でいいですね、どうですか。
 ○国務大臣(田川誠一君) 今後、御指摘の点を十分ひとつ反映させていきたいと思っております。

○佐藤三香君 私は、そういう発言というのとはちやんと記憶していますから、ひとつぜひ頼みます。そこで、時間がございませぬから二、三お聞きします。

法人税関係です。なぜ今度、外形課税を税のこの改正の際に導入しなかったのか、私はどうしても理解できない。これは知事会、自治体の方で外形課税の導入については強い要求もあったし、私は、自治省自体としては、いままでの議論から私るも、決してこれをすべきじゃないという立場よりも、むしろちょうどあの当時出てきた一般消費税との関連で見送ったという経緯がありますね。今度見送ったということは、まだ一般消費税が期待ができるんじゃないかと、そういう願望からこれを見送ったのか、一体どういふことなんですか。

○政府委員(関根剛之君) この前、知事会が法人事業税外形課税実施案要綱というものまでつくりながら、つくった翌年の一月二十日にはそれを取りやめずという決定をしております。そういう経緯がございました。なぜ取りやめたのかということになりますと、先ほどお話がございましたように、当時、税制調査会におきまして審議をされておりました新税案、いわゆる一般消費税ができそうだったような動きも十分関連を持っている問題でございますが、それとともに、そのころにちょうど景気の停滞が長引きまして大変な深刻な不況下にあったわけでございます。そういう

実施の時期との兼ね合い、時期も余りよくないではないかといった問題もあったのではなからうかというふうに考えております。私どもは、基本的には、いつも御答弁申し上げておりますように、都道府県の法人関係税収の安定的な確保を図ってまいりますためには外形により事業税を課税するようにすることが望ましいことだということは基本的な考え方として持っております。

ただ、これは単純に事業税だけの問題として、切り離して一挙に実現に移すということができるとは、ようなものではございませんで、ほかの国税にお

ける法人関係税との兼ね合い等、いろいろな関連が出てまいりますので、税制全般の中でやはり結論を出していただかなければいけない、そういう性格を持っているものというふうに理解をしてお

りますし、税制調査会におきましても、昨年の暮れの年度答申に向けまして、私どもこの問題については十分御検討いただいたわけでございますが、結論的には、従来からの経緯もあり、課税ベースの広い間接税というような問題との兼ね合いも考慮しながら今後検討すべきであると、こういう結論に至ったわけでございまして、五十九年度から直ちに実施に移すといったような明快な御結論を得るに至らなかったわけでございます。

○佐藤三吾君 大臣、地方財政というのは国の財政以上に安定性が必要なんですよ。そういうことで、地方自治体ではつとに、たしか五、六年前ですとか、外形課税の要求が強く来て、自治省も腰を上げたわけですよ。地方制度調査会もそういう答申をしたと私は記憶しているんですが、いづれにしてもそういうときに大平さんのあの一般消費税が出てきた。それで、それとの関係を含めてきたやみになっておる経緯があるんですけれども、私は、もうあれは国会で決議になりまして、大蔵官僚の方ではＥＣ型の付加価値税を含めた考えがあるやに仄聞しますけれども、しかし中曽根内閣は

しないと言っているわけだし、もうこちら辺で私は、やっぱり見切りをつけて、地方は地方できちつとすべきときに来ておると思うんです。それを聞いてみると、依然として国との関連と言っているけれども、僕は、やっぱり国との関連じゃなくて一般消費税との関連だったんだから、それはもうう芽はなくなつたわけだから、こゝできちつとすべきじゃないかと思うんですが、いかがですか、大臣。

○国務大臣(田川誠一君) 先ほど税務局長から経緯の説明がありましたが、私も聞いておりまして、こういう外形課税を取り上げていくという問題には知事会などでこれまで主張してきた、これも

相当の覚悟も要るし、また党派を超えて、これは多少は圧力があつてもやつていこうという空氣が出ませんと、ただ私なんかが一人でしゃつちよこ立ちしたつてなかなかこれできないことなんです。しかし、私は少なくとも何か在任中にやらなきゃならぬとすれば、このくらいことはひとつ道を開いていかなければならないという決意を抱いておるわけでございます。

E